

伯耆町議会全員協議会

提出案件



平成26年9月3日

伯耆町 総務課

案 件 名	概 要
<p>伯耆町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の制定について</p>	<p>国家公務員退職手当法の改正により勸奨制度が廃止され、早期退職者募集制度が導入されたことに伴い、本町でも現行の勸奨制度を廃止し、定年前15年以内かつ勤続20年以上の職員を対象とした、早期退職者募集制度を導入するもの</p> <p>(施行期日) 平成26年10月1日</p>
<p>伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>伯耆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの</p> <p>内 容：子ども子育て関連3法の成立による児童福祉の改正によって、市町村の認可事業とされた家庭的保育事業の設備及び運営の基準について定めるもの</p> <p>施行日：子ども・子育て支援法及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日</p>
<p>伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>伯耆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するもの</p> <p>内 容：子ども子育て支援法の制定により、市町村が条例で定めることとされた、同法の規定に基づく保育給付の対象施設となるための基準について定めるもの</p> <p>施行日：子ども・子育て支援法施行の日</p>
<p>伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>伯耆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの</p> <p>内 容：子ども子育て関連3法の成立による改正後の児童福祉法により、市町村が条例で定めることとされた、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について定めるもの</p> <p>施行日：子ども・子育て支援法及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日</p>
<p>伯耆町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について</p>	<p>(改正内容) 日光保育所閉鎖に伴い、保育所医の報酬に関する別表中日光保育所を削除するもの</p> <p>(施行期日) 公布の日</p>
<p>伯耆町税条例の一部を改正する条例 の一部改正について</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、農作業用小型特殊自動車等の税率を改正するもの</p> <p>内容：軽自動車専ら雪上を走行するもの、小型特殊自動車農作業用のものは1.5倍、小型特殊自動車その他のものは、約1.25倍に引上げる。</p> <p>(施行期日) 平成27年4月1日</p>

案 件 名	概 要
伯耆町医療費助成条例及び伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について	<p>本条例に引用してある「母子及び寡婦福祉法」、「中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が一部改正になり、法律名も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等特定配偶者の自立の支援に関する法律」に変更になり、本条例中の法律名等を改める。 (施行期日) 平成26年10月1日</p>
伯耆町福祉事務所設置条例の一部改正について	<p>伯耆町福祉事務所設置条例の一部について改正するもの 内 容：福祉事務所の所管する事務の根拠法が改正されたため、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるもの 施行日：平成26年10月1日</p>
人権擁護委員候補者の推薦について(説明)	<p>法務大臣委嘱の人権擁護委平成26年12月31日で任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により候補者を推薦するに当たり説明を行うもの。</p>
損害賠償の額を定める専決処分について	<p>平成26年8月12日、伯耆町溝口地内において、町道溝口中央線の側溝グレーチングを車両が巻き込み、当該車両の一部が破損したもの。 専決処分日：平成26年8月27日 損害賠償の額：181,109円(町過失6割)</p>
平成26年度伯耆町一般会計補正予算(第2号)	<p>既予算額 6,929,000千円 補正額 265,000千円 補正後予算額 7,194,000千円 (主な内容) 繰越金及び普通交付税の額の確定、町税(固定・たばこ)、臨時財政対策債、鬼の館修繕、公債費繰上償還ほか</p>
平成26年度伯耆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	<p>既予算総額 1,314,298千円 補正額 2,755千円 補正後予算額 1,317,053千円</p> <p>歳入 平成26年度後期高齢者支援金等の金額決定による国庫、県支出金及び前期高齢者支援金の減額。平成25年度決算に基づく療養給付費等交付金、前年度繰越金の増額</p> <p>歳出 平成26年度納付額の決定による後期高齢者支援金の増額、前期高齢者・介護納付金の減額及び平成25年度決算に基づく国庫負担金の返還金を今回補正計上</p>
平成26年度伯耆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	<p>既予算総額 129,903千円 補正額 169千円 補正後予算額 130,072千円 平成25年度決算による繰越納付金の増</p>
平成26年度伯耆町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	<p>簡易水道事業と上水道事業の統合に向け、簡易水道事業会計を法適化とする業務を適正に行うために業務支援を委託する。 簡易水道事業法適化支援業務委託料 2,111千円</p> <p>既予算額 325,137千円 補正額 2,111千円 補正後予算額 327,248千円</p>

案 件 名	概 要
保育の必要性の認定に関する基準規則の概要について（説明）	子ども・子育て支援新制度では、市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定した上で給付することとなる。このため、支給認定に当たって必要となる保育の必要性、保育必要量等についての基準規則について説明するもの
がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）について（説明）	国の平成25年度補正予算（第1号）に計上された公共事業等の地方負担額を基礎として算定されたがんばる地域交付金の説明を行うもの。 伯耆町限度額 6,209千円 （ふたば保育所床暖房、町営住宅リフォームに充当）
平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について（概要説明）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行うもの。